

「働くことを軸とする安心社会」の実現を目指そう！

NO. 51

2019年10月1日

連合西部 ニュース いきいき

連合島根西部地域協議会

〒697-0022

島根県浜田市浅井町64-2

TEL0855-24-2055

FAX0855-24-2056

○発行責任者 皆尾 智幸

○編集責任者 土岡 勉

～語り継ぐ戦争の実相と運動の継続で核兵器廃絶と恒久平和を実現しよう～

平和行動 in 広島・長崎

今年も連合は、原爆が投下された「広島」「長崎」において「広島」は8月5日（月）に「長崎」は8月8日（木）～9日（金）にかけて「平和行動 in 広島・長崎」として、それぞれ開催した。



広島では、ピースウォークに参加し原爆投下の歴史の検証と語り継ぐことの大切さを学んだ後、平和集会に参加し、前段で女性委員会等が作成した折り鶴を献納した。

平和集会では、地元広島代表者や主催者代表のあいさつの後、若者からのメッセージとして、高校生平和大使としての1年間の取り組み内容と成果などについて資料に基づいて学習した。また、平和集会に引き続き2020年核兵器不拡散条約再検討会議に向けた核兵器廃絶100万署名必達をめざすシンポジウムが開催され、外務省報告として2020年の核兵器不拡散条約運用検討会議内容の報告や中国新聞藤村論説委員から「核拡散防止条約再検討会議に向けて」と題して、NPTのこれまでの経過や成果などの講演が行われた。2日目は、呉市の「大和ミュージアム」の見学も行った。西部地協からは、「渡邊康弘」さん（大田・大田市職労）「小村領一」さん（邑智・県職労邑智支部）「河野裕光」さん（江津・江津市職労）「渡津義文」さん（浜田・ハイレックス島根労組「三宅将平」さん（益田・鹿足・津和野町職労）の5名が参加した。

長崎でも全国から300名が集結し、平和ナガサキ集会が開催され、連合長崎の宮崎会長や連合本部神津会長それぞれの挨拶の後、高校生平和大使の活動報告や決意表明、そして平和アピールを満場一致で採択した。

その後、広島と同様にシンポジウムが開催され、外務省報告として、「NPT運用会議の準備委員会」「核軍縮とNPTに関する閣僚会議」「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」についての報告がなされた。また、被爆者からの訴えでは、長崎平和推進

会議の「奥村アヤ子」氏から爆心地からわずか500mの距離で被爆し一瞬にして家族を失った自身の体験を涙ながらに強く訴えられた。

また、当日の午前中は、現地平和案内人のガイドで、島根県出身の医学者永井隆記念館を見学するなど独自のピースウォークを行った。西部地協からは、「郷原 渉」さん地協青年女性委員・大田市職労の1名が参加した。



考えよう！環境問題・廃棄物問題

2019列島クリーンキャンペーン活動を通して！

今年も環境を考える運動「2019列島クリーンキャンペーン」の取り組みが各地区で実施された。この運動は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムから脱却し、廃棄物の発生抑制・適正処理、資源の再利用・再使用の考えに基づいた資源環境の社会経済システムを考え進めていくことを目的として取り組んでいる。

連合島根もエネルギー・環境政策のなかで、勤労者・生活者自らのライフ・スタイルを見直し、ゴミの減量・再利用、適正な処理により環境問題について考える機会と捉え取り組みを例年進めている。西部地協も連合島根の取り組みにあわせ記載のとおり、各地区において子供連れの家族を含め多くの組合員の協力の下実施した。この取り組みによって実施した地域の環境整備の活動につながったことや環境問題、廃棄物処理の問題を考える良い機会となった。



地区名	実施日	実施場所	人数
大田地区	9月15日（日）9:30～13:30	三瓶町「西の原」	20名
邑智地区	8月31日（土）9:00～11:00	川本町周辺道路	50名
江津地区	9月8日（土）9:00～11:00	ビッパセンター周辺	60名
浜田地区	10月5日（土）7:00～9:00	浜田港周辺	100名
益田・鹿足地区	9月1日（日）8:30～9:30	持石海岸周辺	120名

知っておこう！島根県の地方別最低賃金を！

○最低賃金引き上げの取り組み

2019年度（令和元年度）

令和元年度の取り組み方針は、非正規労働者の賃金引き上げや正社員化等、様々な課題について公・労・使で議論を展開し、労働者全体の底上げ、処遇の改善を図るため、島根地方最低賃金の引き上げに向けて取り組みを展開した。

1) 島根県地域別最低賃金引き上げ結果

引き上げ額は、26円で島根県の最低賃金は790円となった。

下回ったら法律違反！

効力発効日：令和元年10月1日



知っておこう！ワークルール

～安心して働くために～

① 社会保険制度

国・会社・労働者がそれぞれ保険料を負担し、労働者や家族の病気やけが、失業、老後の生活の備え、助け合う制度。

1 | 労災保険

保険料 … 会社が全額負担

給付内容 … 労働者が工作中や通勤途中にけがや病気をしたとき、またそれが原因で障がいが残ったり、亡くなったときにお金が給付される。

※正社員、アルバイトなど雇用形態に関係なく、労働者全員が対象

2 | 雇用保険

保険料 … 労働者と会社で負担（給料天引き）

給付内容 … 労働者が失業したとき、次の仕事を見つけるまでの生活保障として一定期間お金が給付される。また育児休業等で雇用を継続するとき、職業訓練を受講したときにもお金が給付される。

3 | 健康保険

保険料 … 労働者と会社で負担（給料天引き）

給付内容 … 労働者やその家族が、病気やけがをしたとき、出産のとき、亡くなったときにお金が給付される。

4 | 厚生年金保険

保険料 … 労働者と会社で負担（給料天引き）

給付内容 … 労働者の老後の生活保障や、現役世代に病気やけがをして障がいが残ったとき、亡くなったときにお金が給付される。

もしかして、これってパワハラ？

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をパワハラ（パワーハラスメント：Power Harassment）と言う。パワハラの代表的な行為は次の6つです。

1. 身体的な攻撃（暴行、傷害）
2. 精神的な攻撃（脅迫、侮辱、ひどい暴言）
3. 人間関係からの切り離し（隔離、仲間外し、無視）
4. 過大な要求（業務上明らかに不要なことなどを要求）
5. 過小な要求（仕事を与えない）
6. 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）

パワハラが起こる背景には、企業間競争の激化や人員削減・人員不足などによる過重労働とストレスの高まり、雇用形態の多様化等に伴う職場内コミュニケーションの希薄化などといった、職場環境の悪化も関係している。

「パワハラ」というと、上司から部下に対する高圧的な態度や言動、過度な仕事を与えたり、逆に仕事を与えないなど、「上から下」の嫌がらせをイメージすることが多いですが、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して行われるものもあります。「職場内での優位性」には「業務上の地位」に限らず、人間関係や専門知識、経験などのさまざまな優位性が含まれる。

ですから、「パート社員全員から無視された」「アルバイト社員に『うちの〇〇店長、マジウザイ』などとSNS上で誹謗中傷された」など、部下から上司への嫌がらせや仕事を妨害したり、仲間外れや無視をする、陰口や悪い噂を職場に広めるといった同僚間による嫌がらせもパワハラとして認識される。

～中国ろうきんからのお知らせコーナー～

2019年10月22日（火）

サービス開始

**残高や入出金を
いつでも・どこでもスマホでチェック！**

ろうきんアプリ

